平成２２年（フ）第７１８１号
大阪府大東市南津の辺町17番38号
債務者　梅木美紀子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２０８号
大阪府枚方市池之宮３丁目４番21―614号
債務者　石井　恵美（旧姓池田・佐田）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２３０号
大阪市西淀川区柏里１丁目４番７号　柏里１番館２Ａ号室
債務者　和田　悦治
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２７４号
大阪市東淀川区大道南３丁目13番11号
債務者　土山　幸江
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３１３号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―416号
債務者　局　　勝則
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３１７号
大阪府吹田市天道町13番12号
債務者　渡辺　　仁
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３２０号
大阪府寝屋川市高柳栄町12番29―401号
債務者　髙垣　義勝
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３２１号
大阪府寝屋川市高柳栄町12番29―401号
債務者　髙垣　正子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３２３号
大阪市都島区高倉町１丁目14番26号　ザ・ファースト高倉701号
債務者　小野　　健
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３２８号
大阪市生野区巽中４丁目16番15―605号
債務者　中尾　吉一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３３３号
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ６―108号
債務者　江川　豊子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３３６号
大阪府大東市氷野３丁目９番25号
債務者　樗木　里美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０号
埼玉県秩父市上影森747番地３
債務者　小池　貴史
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2506番地５
債務者　星　由美子（旧姓藤代）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
埼玉県秩父市山田295番地１
債務者　田中　充子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野333番地
債務者　横瀬　道夫
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
岡山県倉敷市中庄団地21番９―402号
債務者　荒木　金信
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
岡山県倉敷市玉島乙島1315番地
債務者　武田　和夫
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係